

(中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の一部改正)  
第百六十三条 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平成二十年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

第十一條を次のように改める。

第十一條 削除

(ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部改正)

第百六十四条 ハンセン病問題の解決の促進に関する法律(平成二十年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第十一條第一項中「及び第三項」を削る。

(株式会社企業再生支援機構法の一部改正)

第百六十五条 株式会社企業再生支援機構法(平成二十一年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第十九条第五項中「第八百七十条(第一号)に係る部分に限る。」を「第八百七十条第二項(第一号)に係る部分に限る。」に、「第四号に係る部分に限る。」を「第五号に係る部分に限る。」に改める。

(水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の一部改正)

第百六十六条 水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法(平成二十一年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第十条第七項中「一週間」を「二週間」に改め、同条第八項を次のように改める。

8 非訟事件手続法(平成二十三年法律第五十一号)第五条、第六条、第七条第二項、第四十条、

第四十一条、第五十六条第二項並びに第六十六条第一項及び第二項の規定は、代替許可に係る事

件については、適用しない。

(水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第百六十七条 この法律の施行前に申し立てられた前条の規定による改正前の水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法第十条第八項に規定する代替許可に係る事件の手続については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第百六十八条 第六条又は第七条に規定するものの中、この法律の施行前にした行為及びこの法律の他の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第百六十九条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定による法律の廃止又は改正に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則

この法律は、新非訟事件手続法の施行の日から施行する。

内閣総理大臣臨時代理

國務大臣

枝野 幸男

総務大臣

片山 善博

法務大臣

江田 五月

財務大臣

野田 佳彦

文部科学大臣

高木 義明

厚生労働大臣

細川 道彦

農林水産大臣

鹿野 章宏

経済産業大臣

海江田万里

国土交通大臣

大畠 龍

関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律をここに公布する。関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律をここに公布する。

平成二十三年五月二十五日

御名 御璽

内閣総理大臣臨時代理  
國務大臣 枝野 幸男

法律第五十四号

関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律

目次

第一章 総則(第一条 第五条)

第二章 新関西国際空港株式会社

第三章 特定空港運営事業に係る関係法律の特例等(第二十九条 第三十二条)

第四章 雜則(第三十四条 第三十五条)

第五章 執則(第三十六条 第四十三条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、関西国際空港及び大阪国際空港(以下「両空港」という。)の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する基本方針の策定、新関西国際空港株式会社の事業の適正な運営を確保するため必要な措置、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成二十一年法律第百六十七条)の規定による改正前の水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置)の規定により両空港に係る特定事業(民間資金法第二条第一項に規定する特定事業をいう。以下同じ。)が実施される場合における関係法律の特例その他の両空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に必要な措置を定めることにより、関西国際空港の整備に要した費用に係る債務の早期の確実な返済を図りつつ、関西国際空港の我が国国際航空輸送網の拠点となる空港(以下「国際拠点空港」という。)としての機能の再生及び強化並びに両空港の適切かつ有効な活用を通じた関西における航空輸送需要の拡大を図り、もつて航空の総合的な発達に資するとともに、我が国の産業、観光等の国際競争力の強化及び関西における経済の活性化に寄与することを目的とする。

(基本方針)

第二条 國土交通大臣は、両空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 両空港の一体的かつ効率的な設置及び管理の意義及び目標に関する事項

二 両空港の一体的かつ効率的な運営に関する基本的な事項

三 両空港の一体的かつ効率的な運営に資する事業との連携に関する基本的な事項

四 前三号に掲げるもののほか、両空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する基本的な事項

五 國土交通大臣は、第三十四条第一項の協議会が組織されている場合において、基本方針を定めようとするときは、当該協議会の意見を聴くものとする。

4 國土交通大臣は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(設置管理基本計画)

第三条 両空港及び両空港航空保安施設(両空港における航空機の離陸又は着陸の安全を確保するため必要な航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第一条第五項に規定する航空保安施設をいふ。以下同じ。)の設置及び管理は、國土交通大臣が定める設置管理基本計画に適合するものでなければならない。